

横浜市港湾施設条例施行規則（平成31年2月横浜市規則第6号） 新旧対照表

現行	改正案
<p>(第1条から第2条まで省略)</p> <p>(使用許可の手続)</p> <p>第3条 条例第4条第1項の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、市長（条例第21条第1項第1号に掲げる業務を指定管理者に行わせる場合にあつては、当該指定管理者。以下この項及び次項、次条、第8条、第9条並びに第24条において同じ。）が必要と認める書類を添えた申請書を市長に提出しなければならない。ただし、条例別表第1第1号エの表に定める運動広場、テニスコート及び新港ふ頭内の緑地附帯駐車場並びに条例別表第4第1号イ(ア)の表に定める旅客施設附帯駐車場、同号ウ(ア)の表に定める展示施設（特別展示室を除く。）及び緑地附帯駐車場（1月単位で利用する場合を除く。）並びに同号ウ(イ)、(ウ)及び(エ)に定める臨港パーク、横浜港シンボルタワー及び海づり関連施設の使用許可については、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 使用許可を受けようとする場合</p> <p>ア 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）</p> <p>イ 使用する港湾施設の名称</p> <p>ウ 使用する期間</p> <p>エ 使用の概要</p> <p>オ その他市長が必要と認める事項</p>	<p>(第1条から第2条まで省略)</p> <p>(使用許可の手続)</p> <p>第3条 条例第4条第1項の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、市長（条例第21条第1項第1号に掲げる業務を指定管理者に行わせる場合にあつては、当該指定管理者。以下この項及び次項、次条、第8条、第9条並びに第24条において同じ。）が必要と認める書類を添えた申請書を市長に提出しなければならない。ただし、条例別表第1第1号エの表に定める運動広場、テニスコート及び新港ふ頭内の緑地附帯駐車場並びに条例別表第4第1号イ(ア)の表に定める旅客施設附帯駐車場、同号ウ(ア)の表に定める展示施設（特別展示室を除く。）及び緑地附帯駐車場（1月単位で利用する場合を除く。）並びに同号ウ(イ)、(ウ)及び(エ)に定める臨港パーク、横浜港シンボルタワー及び海づり関連施設の使用許可については、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 使用許可を受けようとする場合</p> <p>ア 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）</p> <p>イ 使用する港湾施設の名称</p> <p>ウ 使用する期間</p> <p>エ 使用の概要</p> <p>オ その他市長が必要と認める事項</p>

現行	改正案
<p>(2) 使用許可に係る変更の許可を受けようとする場合</p> <p>ア 申請者の氏名及び住所</p> <p>イ 受けている許可の内容</p> <p>ウ 変更する事項及び変更の理由</p> <p>エ その他市長が必要と認める事項</p> <p>3 条例別表第4第1号イ(ア)の表に定める第1ホールの一般利用に係る使用許可の申請は使用しようとする日(連続して2日以上使用する場合は、その初日。以下この項において同じ。)の属する月の18箇月前から、同ホールの市民利用及び第2ホールに係る使用許可の申請は使用しようとする日の属する月の6箇月前から受け付ける。ただし、待合所として使用するときその他の指定管理者が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(第4条から第14条まで省略)</p> <p>(使用料の額)</p> <p>第15条 条例第18条第1項に規定する規則で定める使用料の額は、別表第2に定める額とする。</p>	<p>(2) 使用許可に係る変更の許可を受けようとする場合</p> <p>ア 申請者の氏名及び住所</p> <p>イ 受けている許可の内容</p> <p>ウ 変更する事項及び変更の理由</p> <p>エ その他市長が必要と認める事項</p> <p>3 条例別表第4第1号イ(ア)の表に定める第1ホールの一般利用に係る使用許可の申請は使用しようとする日(連続して2日以上使用する場合は、その初日。以下この項において同じ。)の属する月の18箇月前から、同ホールの市民利用及び第2ホールに係る使用許可の申請は使用しようとする日の属する月の6箇月前から受け付ける。ただし、待合所として使用するときその他の指定管理者が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。</p> <p><u>第3条の2 条例第18条第4項に規定する規則で定める旅客船は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。</u></p> <p><u>(1) 海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第4項に規定する旅客船の定義に該当すること。</u></p> <p><u>(2) 外国航路を運航することができること。</u></p> <p><u>(3) 港内遊覧に供する船舶でないこと。</u></p> <p><u>(4) 定期航路による船舶でないこと。</u></p> <p>(第4条から第14条まで省略)</p> <p>(使用料の額等)</p> <p>第15条 条例第18条第1項に規定する規則で定める使用料の額は、別表第2に定める額とする。</p>

現行	改正案																				
<p>(使用料等の納期等)</p> <p>第 16 条 使用許可に係る使用料の納期は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 一般使用 使用終了の日の属する月の翌月の末日</p> <p>(2) 定期使用 使用した日の属する月の翌月の末日</p> <p>(3) 専用使用 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる期日。ただし、1 箇月当たりの使用料が 2,000 円未満の場合は、第 1 期分から第 4 期分までの全額について、これらの期日の属する年度の 5 月 31 日とする。</p> <table border="1" data-bbox="210 858 1095 1106"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 期分 (4 月から 6 月までの分)</td> <td>5 月 31 日</td> </tr> <tr> <td>第 2 期分 (7 月から 9 月までの分)</td> <td>8 月 31 日</td> </tr> <tr> <td>第 3 期分 (10 月から 12 月までの分)</td> <td>11 月 30 日</td> </tr> <tr> <td>第 4 期分 (1 月から 3 月までの分)</td> <td>2 月末日</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定にかかわらず、別表第 2 第 1 号エの表に定める運動広場及びテニスコートの使用許可に係る使用料は前納とし、同号ア(ア)及び(イ)の表に定める総トン数 500 トン未満のプレジャーボートを係留する岸壁及び物揚場の使用許可に係る使用料並びに同号エの表に定める緑地附帯駐車場の使用許可に係る使用料の納期は使用終了の時とする。</p> <p>3 行為許可に係る使用料は、前納とする。ただし、航空法(昭和 27 年</p>	区 分	期 日	第 1 期分 (4 月から 6 月までの分)	5 月 31 日	第 2 期分 (7 月から 9 月までの分)	8 月 31 日	第 3 期分 (10 月から 12 月までの分)	11 月 30 日	第 4 期分 (1 月から 3 月までの分)	2 月末日	<p><u>2 条例第 18 条第 4 項に規定する旅客受入設備(以下「受入設備」という。)を使用した者は、岸壁使用終了の日が属する月ごとに旅客人数を取りまとめ、翌月 5 日までに市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>3 市長は、前項の旅客人数の検査のため、前項に規定する届出者に対し必要な書類の提出を求めることができる。</u></p> <p>(使用料等の納期等)</p> <p>第 16 条 使用許可に係る使用料の納期は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 一般使用 使用終了の日の属する月の翌月の末日</p> <p>(2) 定期使用 使用した日の属する月の翌月の末日</p> <p>(3) 専用使用 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる期日。ただし、1 箇月当たりの使用料が 2,000 円未満の場合は、第 1 期分から第 4 期分までの全額について、これらの期日の属する年度の 5 月 31 日とする。</p> <table border="1" data-bbox="1189 858 2074 1106"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 期分 (4 月から 6 月までの分)</td> <td>5 月 31 日</td> </tr> <tr> <td>第 2 期分 (7 月から 9 月までの分)</td> <td>8 月 31 日</td> </tr> <tr> <td>第 3 期分 (10 月から 12 月までの分)</td> <td>11 月 30 日</td> </tr> <tr> <td>第 4 期分 (1 月から 3 月までの分)</td> <td>2 月末日</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定にかかわらず、別表第 2 第 1 号エの表に定める運動広場及びテニスコートの使用許可に係る使用料は前納とし、同号ア(ア)及び(イ)の表に定める総トン数 500 トン未満のプレジャーボートを係留する岸壁及び物揚場の使用許可に係る使用料並びに同号エの表に定める緑地附帯駐車場の使用許可に係る使用料の納期は使用終了の時とする。</p> <p>3 行為許可に係る使用料は、前納とする。ただし、航空法(昭和 27 年</p>	区 分	期 日	第 1 期分 (4 月から 6 月までの分)	5 月 31 日	第 2 期分 (7 月から 9 月までの分)	8 月 31 日	第 3 期分 (10 月から 12 月までの分)	11 月 30 日	第 4 期分 (1 月から 3 月までの分)	2 月末日
区 分	期 日																				
第 1 期分 (4 月から 6 月までの分)	5 月 31 日																				
第 2 期分 (7 月から 9 月までの分)	8 月 31 日																				
第 3 期分 (10 月から 12 月までの分)	11 月 30 日																				
第 4 期分 (1 月から 3 月までの分)	2 月末日																				
区 分	期 日																				
第 1 期分 (4 月から 6 月までの分)	5 月 31 日																				
第 2 期分 (7 月から 9 月までの分)	8 月 31 日																				
第 3 期分 (10 月から 12 月までの分)	11 月 30 日																				
第 4 期分 (1 月から 3 月までの分)	2 月末日																				

現行	改正案
<p>法律第 231 号) 第 79 条ただし書の規定による国土交通大臣の許可を受けて回転翼航空機の場外離着陸場として使用する行為許可に係る使用料の納期は、使用終了の日の属する月の翌月の末日とする。</p> <p>4 第 1 項第 3 号の規定は、設置等許可に係る使用料の納期について準用する。</p> <p>5 占用料の納期は、占用料の額を年額で定めているものについては占用開始の日の属する月の翌月の末日(占用許可を受けた期間が翌年度以降にわたる場合における翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分につき 5 月 31 日)とし、その他の占用料については第 1 項第 3 号の規定を準用する。</p> <p><u>6</u> 前各項の規定にかかわらず、特別の理由があると認める場合は、市長は、その都度納期を指定することができる。</p> <p>(使用料等の減免)</p> <p>第17条 条例第19条に規定する規則で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 地方公共団体その他公共的団体が公用又は公共の用に供するため使用する場合</p> <p>(2) 災害その他使用許可、行為許可、設置等許可又は占用許可を受けた者(以下「使用者等」という。)の責めに帰すことができない事由により、当該港湾施設の全部又は一部を使用することができない場合</p> <p>(3) 横浜市の発展又は横浜港の振興のため必要があると認めるものと</p>	<p>法律第 231 号) 第 79 条ただし書の規定による国土交通大臣の許可を受けて回転翼航空機の場外離着陸場として使用する行為許可に係る使用料の納期は、使用終了の日の属する月の翌月の末日とする。</p> <p>4 第 1 項第 3 号の規定は、設置等許可に係る使用料の納期について準用する。</p> <p>5 占用料の納期は、占用料の額を年額で定めているものについては占用開始の日の属する月の翌月の末日(占用許可を受けた期間が翌年度以降にわたる場合における翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分につき 5 月 31 日)とし、その他の占用料については第 1 項第 3 号の規定を準用する。</p> <p><u>6</u> 受入設備使用料の納期は、岸壁使用終了の日の属する月の翌々月の末日とする。</p> <p><u>7</u> 前各項の規定にかかわらず、特別の理由があると認める場合は、市長は、その都度納期を指定することができる。</p> <p>(使用料等の減免)</p> <p>第17条 条例第19条に規定する規則で定める場合は、次のいずれか(受入設備使用料に係る減免にあつては、第3号)に該当する場合とする。</p> <p>(1) 地方公共団体その他公共的団体が公用又は公共の用に供するため使用する場合</p> <p>(2) 災害その他使用許可、行為許可、設置等許可又は占用許可を受けた者(以下「使用者等」という。)の責めに帰すことができない事由により、当該港湾施設の全部又は一部を使用することができない場合</p> <p>(3) 横浜市の発展又は横浜港の振興のため必要があると認めるものと</p>

現行	改正案
<p>して市長が告示する事由に該当する場合</p> <p>2 免除する使用料又は占用料（以下「使用料等」という。）の額は、その都度市長が定めるものとする。ただし、前項第3号の規定により免除する場合にあっては、当該告示で定める額とする。</p> <p>3 使用料等の免除を受けようとする者は、市長が必要と認める書類を添えた申請書を市長に提出しなければならない。当該免除に係る事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>4 前項に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 免除を受けようとする場合</p> <p>ア 申請者の氏名及び住所</p> <p>イ 受けている許可の内容</p> <p>ウ 免除に係る期間</p> <p>エ 免除を受けようとする理由</p> <p>オ その他市長が必要と認める事項</p> <p>(2) 受けた免除に係る事項を変更しようとする場合</p> <p>ア 申請者の氏名及び住所</p> <p>イ 受けている免除の内容</p> <p>ウ 変更する事項及び変更の理由</p> <p>エ その他市長が必要と認める事項</p> <p>(使用料等の返還)</p> <p>第18条 条例第20条に規定する規則で定める場合は、前条第1項第2号に該当する場合とする。</p> <p>2 使用料等の返還を受けようとする者は、市長が必要と認める書類を</p>	<p>して市長が告示する事由に該当する場合</p> <p>2 免除する使用料又は占用料（以下「使用料等」という。）の額は、その都度市長が定めるものとする。ただし、前項第3号の規定により免除する場合にあっては、当該告示で定める額とする。</p> <p>3 使用料等の免除を受けようとする者は、市長が必要と認める書類を添えた申請書を市長に提出しなければならない。当該免除に係る事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>4 前項に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 免除を受けようとする場合</p> <p>ア 申請者の氏名及び住所</p> <p>イ 受けている許可の内容（<u>受入設備にあっては、受けている岸壁の許可の内容</u>）</p> <p>ウ 免除に係る期間</p> <p>エ 免除を受けようとする理由</p> <p>オ その他市長が必要と認める事項</p> <p>(2) 受けた免除に係る事項を変更しようとする場合</p> <p>ア 申請者の氏名及び住所</p> <p>イ 受けている免除の内容</p> <p>ウ 変更する事項及び変更の理由</p> <p>エ その他市長が必要と認める事項</p> <p>(使用料等の返還)</p> <p>第18条 条例第20条に規定する規則で定める場合は、前条第1項第2号に該当する場合とする。</p> <p>2 使用料等の返還を受けようとする者は、市長が必要と認める書類を</p>

現行	改正案
<p>添えた申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名及び住所</p> <p>(2) 受けている許可の内容</p> <p>(3) 返還に係る期間</p> <p>(4) 返還を受けようとする金額</p> <p>(5) 返還を受けようとする理由</p> <p>(6) その他市長が必要と認める事項</p> <p>(第 19 条から第 31 条まで省略)</p>	<p>添えた申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名及び住所</p> <p>(2) 受けている許可の内容 <u>(受入設備にあつては、受けている岸壁の許可の内容)</u></p> <p>(3) 返還に係る期間</p> <p>(4) 返還を受けようとする金額</p> <p>(5) 返還を受けようとする理由</p> <p>(6) その他市長が必要と認める事項</p> <p>(第19条から第31条まで省略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、横浜市港湾施設条例の一部を改正する条例（令和 4 年 3 月横浜市条例第 7 号）附則ただし書に規定する改正規定の施行の日から施行する。</u></p>